

平成29年度実施
明石市職員採用試験案内【正規職員】

児童福祉司（候補）

児童指導員（候補）

児童心理司（候補）

平成31年4月の『児童相談所』の設置に向けて、福祉分野の専門職を【正規職員】として募集します。

明石市は、こども施策をまちづくりの中心に位置付け、こどもの未来を本気で応援しています。

こどもの命と未来を守るため、あなたの“熱意”と“力”が必要です！



受付期間

平成29年9月19日（火）～11月9日（木）

■ “やさしい社会”を明石から 「こどもを核としたまちづくり」

本市は、明石の未来を担うこどもを安心して産み、育てられるまち、そして支援を必要とする人に必要な支援が行き届く、誰もが暮らしやすいまちを目指しています。

生まれる前から切れ目なく、様々な施策を実施することで、子育てをサポートしています。

- ・(元気を支える) こどもの健やかな育ちの支援…母子健康手帳交付時の妊婦全数面接など
- ・(子育て応援) 経済的負担を軽減…中学生までの医療費無料化、第2子以降の保育料無料化など
- ・(学びを応援) 教育環境の充実…小学1年生への30人学級の導入など
- ・(寄り添う支援) 支援が必要なこどもに必要な支援を…離婚前後のこどもの支援など
- ・(虐待防止) すべてのこどもの命を守る体制の充実…児童相談所の設置など

■児童虐待ゼロを目指した児童相談所の設置（平成31年4月）

本市は、「こどもを核としたまちづくり」の一つの柱として“あかしのこどもはあかしで守る”という考えのもと、こどもの命と権利、未来を守るセーフティネットである、児童相談所を設置します。

本市が設置する児童相談所は、これまでの既成概念にとらわれることなく、支援を必要とするこどもたちやそのご家庭に本当に必要な支援を行い、児童虐待ゼロを目指した取り組みを行います。

1 募集職種・人数・主な職務内容

次ページの各職種の受験資格を満たしている場合は、複数の職種に申込みことができます。

職 種	人 数	主な職務内容
児童福祉司（候補）	2名程度	・児童相談所における虐待、育成等の相談対応及び指導、支援の実施 など
児童指導員（候補）	2名程度	・児童相談所の一時保護所において保護している児童に対する自立促進や生活指導等の援助の実施 など
児童心理司（候補）	2名程度	・児童相談所における児童の相談対応及び心理判定の実施 など

<注1> 児童相談所の開設までは、子育て支援課等への配属となり、先進自治体等にて業務を習得するための研修派遣、もしくは市役所内にて、児童及び保護者の相談対応などを行う予定です。

<注2> 児童相談所の開設後、同所へ配属された際に、児童福祉司、児童指導員、児童心理司に任命される予定です。

<注3> 人事異動等により、採用された職種以外の職種（例：児童福祉司から児童指導員）や、他の福祉分野への配置となる場合があります。

3 試験内容等

教養（択一式）、論文又は作文	平成29年11月23日（木・祝）
集団討論、面接	平成29年12月9日（土）、10日（日） ※応募者多数の場合は、変更となる場合があります。
試験会場	明石市役所 ほか

※試験の可否結果については、平成29年12月下旬に、受験者全員に文書で通知します。

また、合格者の受験番号を、明石市のホームページに掲載します。

4 試験出題分野等

科目	内容	時間
教養	一般教養について、択一式により行います。 【出題分野】 文章理解、語彙、計算、判断推理、数的推理、資料解釈等	70分
論文又は作文	文章の構成力、表現力等について	60分
集団討論	与えられた課題について、複数名のグループを組み、受験者どうしで討論した上で、グループとしての意見集約を行います。	
面接	個別面接を行います。	

※各試験科目のいずれかにおいて一定の基準に達しない人は、他の成績いかんにかかわらず、不合格となります。

5 採用

合格者は、採用前の健康診断を経て、勤務に支障がないと認められたときは、平成30年4月1日に採用する予定です。採用後、6月間は、地方公務員法第22条の規定に基づき条件付採用とし、その間職務を良好な成績で遂行した時に、正式採用とします。

＜注4＞ 合格者の辞退等に備え、合格基準を満たした者について、補欠合格とする場合があります。補欠合格の有効期限は、平成30年3月31日までとします。

6 初任給

初任給は、市の規定に基づき、実務経験や学歴、採用時の格付けなどに応じて決定します。

初任給の例 (地域手当含む)	大学卒・経験年数 5年で担当者の場合…約22万円（年収約360万円） 大学卒・経験年数10年で担当者の場合…約26万円（年収約430万円） 大学卒・経験年数15年で主任の場合……約31万円（年収約520万円） 大学卒・経験年数20年で係長の場合……約37万円（年収約610万円）
-------------------	--

＜注5＞ 初任給には地域手当を含み、年収には期末・勤勉手当を含みます。なお、上記の他、給与条例により扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外・休日勤務手当等を支給します。

＜注6＞ 上記金額については、平成29年4月1日現在のものであり、給与改定や役職に応じて変更になる場合があります。

《参考：モデル給与》 在職職員の各職位の平均給与額等です。

役 職	課長級 (平均年齢 51 歳)	係長級 (平均年齢 48 歳)	主任級 (平均年齢 45 歳)
給料月額	約 42 万円	約 39 万円	約 36 万円
年 収	約 800 万円	約 650 万円	約 600 万円

＜注 7＞ 給料月額には、地域手当を含み、年収には、期末・勤勉手当及び管理職手当（課長級のみ）を含み、税及び社会保険料を控除する前のものです。なお、係長級及び主任級には、上記年収とは別に時間外・休日勤務手当を支給します。

7 勤務時間・休暇

勤務時間	8：55～17：40（配属先により異なる） ただし、派遣の場合は、派遣先の勤務時間を適用します。 また、児童指導員（候補）については、児童相談所開設後は、夜勤（週 1～2 回程度）を予定しています。
週休日等	土・日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）（配属先により異なる） ただし、派遣の場合は、派遣先の週休日等を適用します。 また、児童指導員（候補）については、児童相談所開設後は、シフト制勤務（土・日・祝の勤務あり）となる予定です。
休 暇	年次有給休暇 1 年度につき 20 日（採用日により異なります。）、夏季休暇、育児参加休暇等の各種特別休暇
そ の 他	育児短時間勤務、育児休業、部分休業、介護休暇等の制度あり

8 申込手続

（1）申込期間等

申込期間等	<p><u>平成 29 年 9 月 19 日（火）から平成 29 年 11 月 9 日（木）まで</u></p> <p>＜受付時間＞午前 8 時 55 分から午後 5 時 40 分まで</p> <p>※土曜日、日曜日及び祝日は受付いたしません。</p> <p>※郵送の場合、平成 29 年 11 月 9 日（木）必着</p> <p>※郵送により申込みされる場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きし、下記へ郵送してください。</p> <p>※平成 29 年 11 月 10 日（金）以降に到着したものについては、いかなる理由があっても受付できませんので、余裕をもって発送してください。</p> <p>※最終日は非常に混雑しますので、できるだけ早めに申込みをしてください。</p> <p>※郵送による申込みの場合は、受付期間終了後、受験票等を送付します。</p> <p>試験日の 5 日前までに受験票等が到着しない場合は、問い合わせ先まで連絡してください。</p>
-------	---

(2) 申込書類

申 込 書 類	(1) 明石市職員採用試験申込書①、② [本市所定の様式]
	(2) 職務経験等報告書 [本市所定の様式]
	(3) 受験票・結果通知送付用宛名ラベル [本市所定の様式]
	(4) 82円切手2枚 (直接持参の場合は1枚のみ)
	(5) 返信用封筒 (郵送により申込む場合のみ。長3サイズ (12cm×23.5cm) に返信先住所・宛名を明記し、(4)の82円切手を1枚貼り付けてください。)
	《 <u>児童福祉司 (候補) 申込者</u> 》
	(A) 任用資格確認票 (児童福祉司・児童指導員) [本市所定の様式]
	(B) 医師、社会福祉士、保健師、助産師、看護師、保育士、教育職員免許法に規定する教育職員の免許・資格を証する写し (免許・資格を有する方のみ)
	《 <u>児童指導員 (候補) 申込者</u> 》
	(A) 任用資格確認票 (児童福祉司・児童指導員) [本市所定の様式]
(B) 社会福祉士、精神保健福祉士、学校教育法に規定する教諭 (小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校のみ) の免許・資格を証する写し (免許・資格を有する方のみ)	
《 <u>児童心理司 (候補) 申込者</u> 》	
次の (A)、(B) については、いずれか一つを提出してください。	
(A) 大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めたことのある書類 (大学の学業成績証明書など)	
(B) 臨床心理士資格を取得できる指定大学院を修了したことのある書類 (指定大学院の卒業証明書など)	
(C) 臨床心理士資格登録証明書の写し (資格を有する方のみ)	
※複数の職種に申込む場合は、申込みを行う職種すべての必要書類を提出してください。ただし、同じ書類を重複して提出する必要はありません。	
※外国籍の人は、上記のほか特別永住者証明書もしくは在留カードの提示、又は在留資格が記載されている住民票の写しを提出してください。	

(3) 申込方法等

申込方法	上記の申込書類を 直接持参 してください。ただし、遠方に居住しているなどやむを得ず受付期間内に直接持参できない場合に限り、郵送可とします。
申込場所	明石市役所 本庁舎4階 職員室 (職員担当)

郵便 合せ 先	〒 673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市総務局職員室 (職員担当) 電 話 : 078-918-5006 M a i l : jinji@city.akashi.lg.jp F a x : 078-918-5145 H P : http://www.city.akashi.lg.jp
---------------	--

